

令和7年度大蔵村家庭用除雪機購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用除雪機購入補助金の交付に関し、大蔵村補助金等の適正化に関する規則（平成8年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 村は、住民自らが行う除排雪の負担軽減と地域住民の自助及び共助の機運の醸成を図り、冬期間の安全で安心な生活を確保するため、除雪機の購入費用に対し、予算の範囲内において家庭用除雪機購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(交付対象)

第3条 補助金の交付対象者は、大蔵村に住所を有する個人で、村税等の滞納がない者とする。

- 2 補助金の交付対象となる除雪機は、購入により取得した新品の自走式小型除雪機又は農耕用機械に装着する新品の除雪用アタッチメントとする。ただし、個人間の売買により取得した除雪機は、補助金の交付対象としない。

(交付額)

第4条 補助金の交付額は、除雪機の購入にかかる経費の4分の1の範囲内の額とし、10万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、家庭用除雪機購入補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) カタログの写し

- 2 交付申請を行った者は、その申請をもって、補助対象者であることを確認するために村が行う住民基本台帳及び村税等の納付状況についての照会について、同意したものとみなす。

(交付条件)

第6条 規則第8条の規定により付する条件は、除雪機を購入した日から起算して7年を経過する日までの間は当該除雪機を譲渡し、交換し、又は廃棄してはならない。ただし、村長の承認を得た場合は、この限りではない。

(交付決定の時期等)

第7条 補助金の交付決定は原則として、交付申請を受けた日から10日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第2号により行うものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、家庭用除雪機購入補助金実績報告書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日から10日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までにまでに行わなければならない。

3 規則第14条第3号の村長が必要と認める書類は、補助事業に係る領収書の写し及び購入した除雪機の写真とする。

(その他)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。